

佐賀県訓令甲第5号

県土づくり本部
各土木事務所

佐賀県土木事務所処務規程（昭和29年佐賀県訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。
平成27年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第1条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 東部及び杵藤の各土木事務所に土木調整監を置くことができる。</u></p> <p><u>5・6 略</u></p> <p>(職務)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 土木調整監は、上司の命を受けて、土木事務所の分掌事務の一部を掌理する。</u></p> <p><u>3～10 略</u></p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(27) 略</p> <p>(27)の2 建築基準法第7条の6第1項及び同法第18条第13項の規定による完了検査済証交付前の仮使用の承認に関すること。</p> <p>(27)の3 略</p> <p><u>(27)の4 建築士事務所登録の証明に関すること。</u></p>	<p>(職制)</p> <p>第1条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4・5 略</u></p> <p>(職務)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2～9 略</u></p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(27) 略</p> <p>(27)の2 建築基準法第7条の6第1項第1号及び同法第18条第24項第1号の規定による完了検査済証交付前の仮使用の認定に関すること。</p> <p>(27)の3 略</p>

改正前	改正後
<p>(27)の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第6条第1項、第8条第1項及び第9条第1項の認定（<u>共同住宅及び登録住宅性能評価機関の適合審査を受けていない住宅に係る長期優良住宅建築等計画に係るものを除く。</u>）に関すること。</p> <p>(27)の6 長期優良住宅法第10条の規定による地位の承継の承認に関すること。</p> <p>(28)～(41) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>土木調整監</u>、副所長、室長、課長、副室長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>5 略</p>	<p>(27)の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第6条第1項、第8条第1項及び第9条第1項の認定（<u>長期優良住宅建築等計画（共同住宅以外の住宅、登録住宅性能評価機関の適合審査を受けた住宅及び登録住宅性能評価機関の住宅性能評価を受けた住宅に係るものに限る。以下同じ。）に係るものに限る。</u>）に関すること。</p> <p>(27)の5 長期優良住宅法第10条の規定による地位の承継の承認（<u>長期優良住宅建築等計画に係るものに限る。</u>）に関すること。</p> <p>(27)の6 <u>長期優良住宅法第12条の規定による報告の徴収（長期優良住宅建築等計画に係るものに限る。）</u>に関すること。</p> <p>(27)の7 <u>長期優良住宅法第13条の規定による改善命令（長期優良住宅建築等計画に係るものに限る。）</u>に関すること。</p> <p>(27)の8 <u>長期優良住宅法第14条の規定による計画の認定の取消し（長期優良住宅建築等計画に係るものに限る。）</u>に関すること。</p> <p>(28)～(41) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 副所長、室長、課長、副室長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>5 略</p>

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第27号の2の改正規定は、平成27年6月1日から施行する。